補助金の基本問題

波多野　譲・入江　通温

1．はじめに

昭和53年度当初のわが国の中央財政と地方財政との関連は図1に示されている。このような状況において，地方政府の税収の総収入に占める割合を一つのめやすとして，三割自治と表現されている。地方税収入の低さはこれと裏腹の形で補助金割合の高さと結びついている。

さて，まず中央政府と地方政府と住民の三者の関係についてみることにしよう。これらを役割の面で分析すると図2のようになっていることがわかる。(注1)

中央政府の住民に対する役割は国税の徴収と一般公共財の供給とからなっており，前者は図2の如く所得分配，安定成長，資源配分機能を担うことを目標としており，後者は資源配分，安定成長機能を担うことを目標としている。更に，地方政府の住民に対する役割は地方税の徴収と地方公共財の供給とからなっており，両者とも図の如く資源配分機能を担うことを目標としている。そして，中央政府の地方政府に対する役割は地方交付税

本稿は昭和55年度日本財政学会第37回大会にての報告論文である。この論文の作成は日本大学の入江通温氏との長期にわたる共同作業でなされたが，ほとんどの誤謬は私の責任である。又，大会での座長である大川政三氏ならびに宮本憲一氏，討論者である橋本徹氏，大野吉輝氏，和田八束氏の適切なるコメントに感謝の念を捧げる次第である。（波多野）

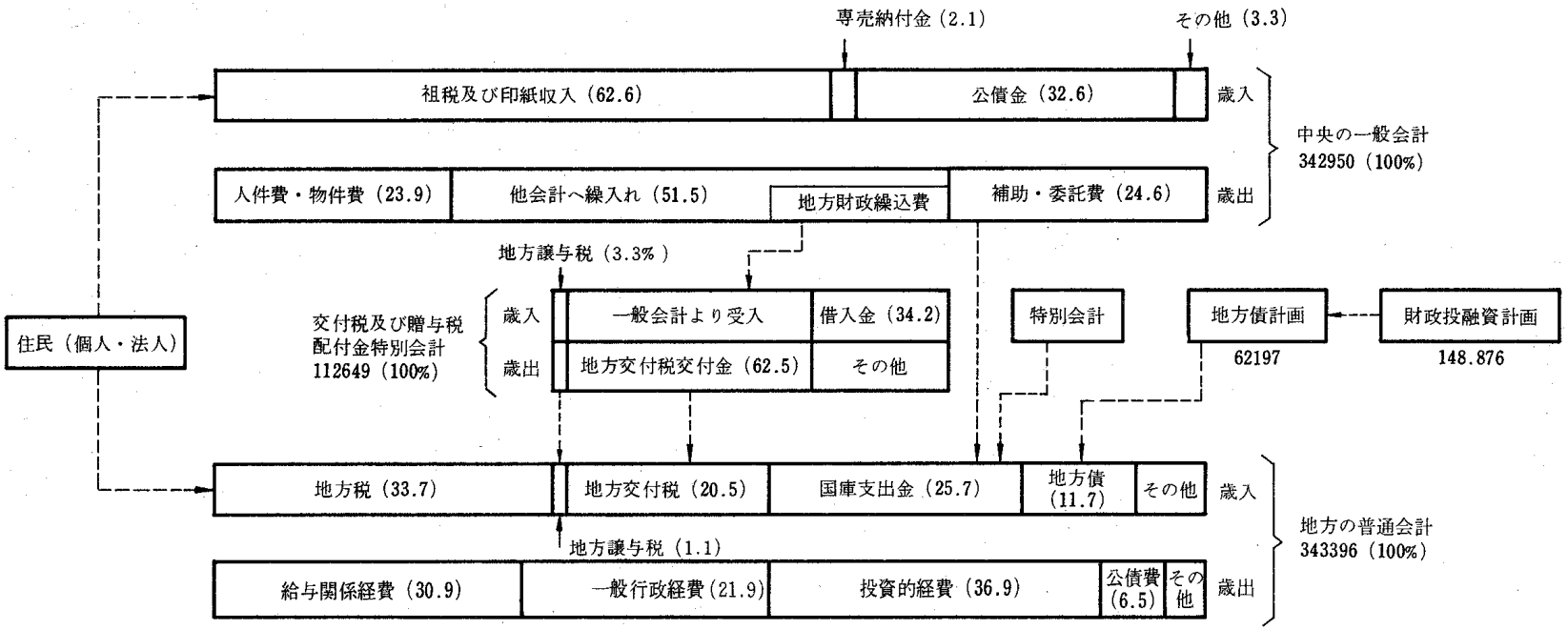

（資料）大蔵省編『図説日本の財政』昭和53年版

図1　中央財政と地方財政との関連図（昭和53年度当初，単位: 億円）

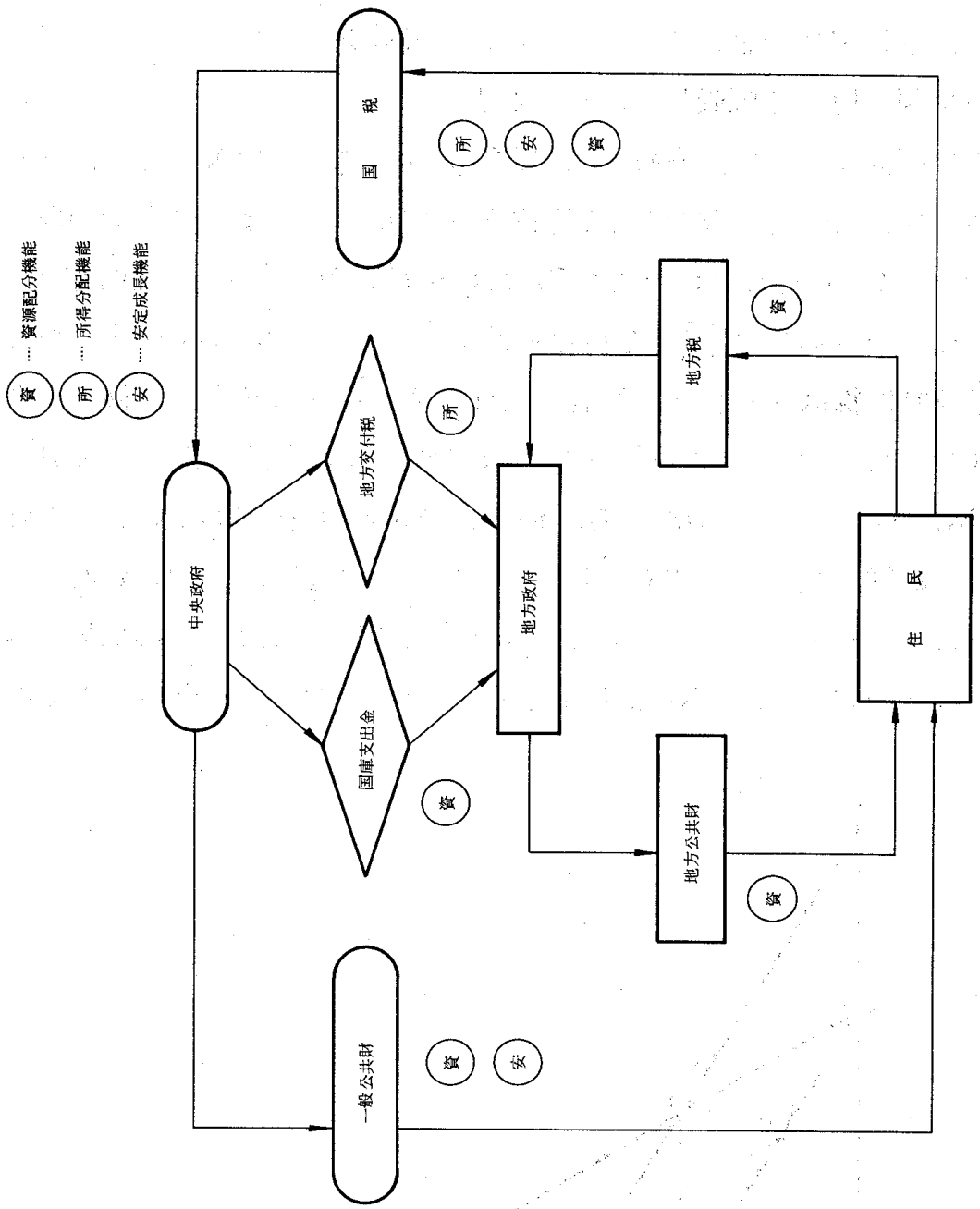

図2　中央政府と地方政府の役割

と国庫支出金の交付であり，前者は所得分配機能を担うことを目標とし，後者は資源配分機能を担うことを目標としている。

地方交付税は使途の定めがない一般補助金であり，国庫支出金は使途の定めがある特定補助金のことであるが，一般補助金と特定補助金の基本的な関係を図を用いて概観してみたいと思う。

つぎの図3において，縦軸に公共財Y，横軸に公共財Xをとり，AB線を補助金受取前の地方政府の予算制約線とすると，図よりC点で均衡となり補助金がない場合にはX財は X_0 だけ供給される。もし中央政府がX財支出額の一定割合 $\left(\frac{OB}{OD}\right)$ を特定補助金として支出するならば，地方政府の予算制約線はAD線へと移動し均衡点もC点からE点へと移る（当頁の図3がそれを示す）。したがって，特定補助金の交付によってX財の供給は X_0 から X_1 へと増加する。他方，特定補助金ではなくて，これと同額の一般補助金が地方政府に対して交付されたならば，地方政府の予算制約線はAD線ではなくてGH線となり，この場合には，所得効果のみが働くのでX財の供給は X_1 より小さくなるが，Y財の供給が大きくなる

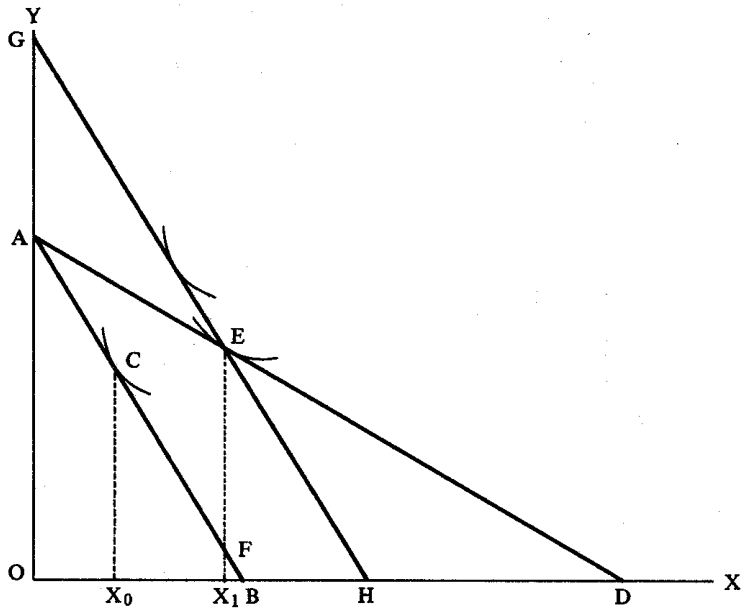

図3

ので全体としての社会的厚生は増大することがわかる。したがって，このことから，基本的には，中央政府による地方政府への財源援助という観点からみれば，特定補助金よりもむしろ一般補助金の方が良いことが理解できる。

ここで，昭和48年から53年に至る地方財政歳入決算額の状況について概観することにしよう。

次頁の表1より次のような特徴がわかる。

地方交付税の全歳入に占める割合は約17～18％であり，国庫支出金のそれは約21～23％であり，構成比ではともにほぼ安定的であるが国庫支出金の構成比の方が常に大きく，増減率の変動では逆に地方交付税の方が大きいことを示している。一方では，地方税の伸びが鈍化し構成比は下落しているのに反し，地方債の構成比は変動あるも増加の傾向を示しており，オイルショック以後の歳入の伸びが半減していることがわかる。

以上のようなことをふまえた上で，地方交付税と国庫支出金の根拠の検討と制度上の問題点の指摘及び対策について論ずる。更に，人口急増市町村をかかえている千葉県の場合について，補助金問題を詳しく検討する。

2．地方交付税について

最近のわが国における地方交付税は表1に見る如く昭和48年度を100とすれば，昭和53年度には225へと増加し金額では7兆円であり，地方財政収入に占める割合は18％であるが，その増減率で見ると，景気の動向に対応して変動の激しさがわかる。

さて，地方交付税の存在根拠は，地方政府に対する財源保障と地方政府間の財源調整であるといえる。ここに，財源保障とは，一定の行政水準（つまりシビル・ミニマム）を維持するために必要な財源を与えることであ

表1　地方財政歳入決算額の状況

（単位: 百万円・%）

区分	歳入決算額						指数					
	昭和48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	48	49	50	51	52	53
地方税	6,491,286	8,237,504	8,154,841	9,564,091	11,005,216	12,237,054	100	127	126	147	170	189
地方譲与税	179,658	222,552	248,157	302,723	343,236	370,378	100	124	138	168	191	206
地方交付税	3,131,848	4,198,687	4,471,052	5,187,400	5,705,458	7,039,981	100	134	143	166	182	225
小計（一般財源）	**9,802,793**	**12,658,743**	**12,874,049**	**15,054,214**	**17,053,910**	**19,647,412**	**100**	**129**	**131**	**154**	**174**	**200**
使用料，手数料	318,218	364,200	429,238	555,428	673,548	790,354	100	114	135	175	212	248
国庫支出金	3,800,698	5,026,882	5,882,267	6,677,195	7,866,950	9,030,420	100	132	155	176	207	238
繰入金	149,109	244,989	320,869	183,865	248,208	298,444	100	164	215	123	166	200
繰越金	464,512	731,689	592,578	441,587	612,256	665,074	100	158	128	95	132	143
地方債	1,637,489	1,925,407	3,179,896	3,676,552	4,288,897	4,978,228	100	118	194	225	262	304
その他	2,044,267	2,534,800	2,765,520	2,914,712	3,270,574	3,723,866	100	124	135	143	160	182
歳入合計	**18,217,086**	**23,486,710**	**26,044,417**	**29,503,523**	**34,014,343**	**39,133,798**	**100**	**129**	**143**	**162**	**187**	**215**

（注）「国庫支出金」には，交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成金を含めた。（資料）『地方財政白書』昭和55年版

区分	決算額構成比						増減額構成比						増減率					
	48	49	50	51	52	53	48	49	50	51	52	53	48	49	50	51	52	53
地方税	35.6	35.1	31.3	32.4	32.4	31.3	47.6	33.1	△3.2	40.7	31.9	24.1	29.7	26.9	△1.0	17.3	15.1	11.2
地方譲与税	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	0.5	0.8	1.0	1.6	0.9	0.5	9.6	23.9	11.5	22.0	13.4	7.9
地方交付税	17.2	17.9	17.2	17.6	16.8	18.0	18.5	20.2	10.6	20.7	11.5	26.1	22.7	34.1	6.5	16.0	10.0	23.4
小計（一般財源）	**53.8**	**53.9**	**49.4**	**51.0**	**50.1**	**50.2**	**66.6**	**54.2**	**8.4**	**63.0**	**44.3**	**50.7**	**27.0**	**29.1**	**1.7**	**16.9**	**13.3**	**15.2**
使用料，手数料	1.7	1.6	1.6	1.9	2.0	2.0	1.4	0.9	2.5	3.6	2.6	2.3	16.0	14.4	17.9	29.4	21.3	17.3
国庫支出金	20.9	21.4	22.6	22.6	23.1	23.1	13.3	23.3	33.4	23.0	26.4	22.7	12.3	32.3	17.0	13.5	17.8	14.8
繰入金	0.8	1.0	1.2	0.6	0.7	0.8	1.3	1.8	3.0	△4.0	1.4	1.0	39.3	64.3	31.0	△42.7	35.0	20.2
繰越金	2.5	3.1	2.3	1.5	1.8	1.7	6.0	5.1	△5.4	△4.4	3.8	1.0	68.7	57.5	△19.0	△25.5	38.6	8.6
地方債	9.0	8.2	12.2	12.5	12.6	12.7	0.1	5.5	49.0	14.4	13.6	13.5	0.1	17.6	65.2	15.6	16.7	16.1
その他	11.3	10.8	10.7	9.9	9.7	9.5	11.3	9.2	9.1	4.4	7.9	8.8	20.8	24.0	9.1	5.4	12.2	13.9
歳入合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**20.7**	**28.9**	**10.9**	**13.3**	**15.3**	**15.1**

（資料）『地方財政白書』昭和55年版

り，財源調整とは，地方政府間の財政力格差[注2]の是正のための財源を意味している。しかも，この二つの根拠は相互に密接に関係しており，次のように説明することができる。即ち，公共財提供水準のシビル・ミニマムは国民生活に必要な最低の行政水準であり，各々の地方政府が最低限保証されねばならない一定の水準であるのに対し，財政力格差は各地方政府間における問題であるといえる。　中央政府が地方政府に対して公共財サービスを提供するに際して，まず，このシビル・ミニマムの維持をはかり，その上で財政力格差の均等化の見地から，これを達成するための財源を提供し，住民の経済的平等を促進することになると考えることができる。ここでの経済的平等とは，公共財の最低水準が社会的構成員に保証され，最低水準以上の住民については，水平的平等，即ち，同一水準の所得の人々には同一の公共サービスが提供されていることを意味している。

ここにおいて，C.J. Tiebout の議論について考えてみることにしよう。

Tiebout が前提するように，住民の地域間移動が完全に自由であれば，地方税[注3]と地方公共財の水準が対応するような種々の地方政府が存在し，それぞれの状況を選好する人々が各地方に定住することにより社会的均衡を得る（定住均衡）。しかし，各人に経済力格差がある限り実質所得の段階での所得分配の不平等が生じ，この不平等を是正する手段としては，中央政府による国税を使用することになる。もし，Tiebout の前提が成立しない場合には財政力格差が生じ，地方政府間の税率を同一であるとすれば，公共サービスの提供に格差が生じ，時によっては，公共サービスのシビル・ミニマムの達成さえ不可能になることもあり，国による補助金の必要性が生ずる。ここにおいて，地方交付税という補助金の存在理由が出てくる。

ところが，このような地方交付税にも現実には次のような種々の問題点が存在していることを指摘しておきたいと思う。

第一には，地方交付税の総額が国税3税（所得税・法人税・酒税）の収入の32％に決められているため，総額が景気動向に左右され，好況期に増大し，不況期に減少することから，総需要に対して，不安定要因となりうることである。この問題に関して，長期安定的な経済成長率を想定して，実際の成長率が，これから乖離した場合には，その乖離分(注4)を中央政府(注5)が交付金総額から加減する方法が考えられる。即ち，経済成長率が高くなれば，留保部分を基金に加算し，経済成長率が低くなり補助金総額に不足が生じた時に充てることが考えられる。

第二には，地方交付税の基準財政需要額の測定が静態的であり，実態との間にラグが生ずるために人口急増地域への財源移転が不充分となることである。この点の対策としては，財源必要額算定に使用する補正係数を動態的にすることを考えるべきである。

現在，地方交付税制度上で，直接，人口急増対策として使用されている措置は，「数値急増補正」であるが，人口急増市町村においては，特に，投資的経費を必要とする度合が大きいので，これを算定しようという目的で設けられている「投資態容補正」も密接な関連を有するものと考えられる。

まず，数値急増補正は，人口急増補正と学級急増補正から成り，そのうち人口急増補正は，「数値代置」によるものと「投資割増」によるものに分けられる。「数値代置」は，住民基本台帳登載人口による人口増加率が全国平均増加率を上回る部分だけ測定単位の数値を割増しする方法である。又，「投資割増」は，実績等を勘案して人口増加率に応ずる財政需要額の割増率を求め，これに国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の全国平均増加率を越える部分の率を乗ずる方法が採られている。

更に，学級数急増補正も同様に小中学校の新増設校舎による学級数の増加率を基準として所要経費の増加算入を行う方法を採っている。

これら二つの補正は，実情を出来るだけ正確に把握することが必要であ

るがゆえに，特に人口急増市町村の場合には，実情の正確な把握が困難となり，適切な需要増加額の算定が出来ず，人口増加にみあった公共施設等の設置は遅れているのが現状である。したがって，このことを解決するためには，既存の公共施設等のストック指標(注6)を充分に整備することと，加えて人口増加を考慮した将来のストック指標を出来るだけ正確に予測し，需要増加に合った公共施設等の提供を考えるべきである。その際，地域住民にとり最低限必要なシビル・ミニマムは一つの基準となりうる。

一方，「投資態容補正」には，投資補正と事業費補正がある。投資補正の場合には，人口を測定単位とする費目以外の費目については，当該費目の投資的経費に係る単位費目の積算内容と深い関連を有し，その必要度を表わすとみられる数指標を選び，その指標に係る各都道府県（市町村）ごとの数値を全国平均数値で除して指数化し，これらの指数を単位費用の積算内容のうちの当該指標と関係を有する部分のウェイトにそれぞれ乗じたものを合算して投資的経費に係る補正係数(注7)とする。又，人口を測定単位とするものは，適用費目ごとに標準人口比率（標準団体の人口(注8)に対する当該団体の人口の割合）により算入する割合と人口比例的に算入する割合とを設定して係数を算出することが行われている。

しかし，この方法では，投資的経費の必要度は，全国平均数値等を基準とした相対的な必要度を現わしているが，全国平均数値を基準として選ぶことが適切かどうかという点と標準団体における標準的な投資的経費の正確な算定という点でも問題がある。

この問題については，全国平均数値に代って，一般市町村と人口急増市町村と過疎市町村等（人口増加率によって）に区分して，それぞれの平均値を基準として採用すべきであると考えられる。

次に，事業費補正は，各地方自治体の投資的経費の算定について，標準団体における公共事業及び長期計画に基づく事業のその年度分の一般財源投入額を基礎として単位費用を算定し，実績等又は全国平均の数値等を基

準として，あるいは，公共事業費等の地方負担額の一定割合を算入して補正する方法が採られている。

この方法も同様に，標準団体を基準としている点や全国平均数値を採用する点で問題があり，必ずしも，各地方自治体に最低限必要量を保証しているものではない。

それゆえ，この問題も，公共施設等の最低必要量（シビル・ミニマム）を設定して，これを一つの基準として地方政府の不足量を決定することが必要であるし，又，各地方政府間での財政力格差の是正の方向にそった補正が不可欠であろう。

したがって，この場合にも，各地方政府における地方公共財の現存のストック指標を整備し，その上で，望ましいストックの増加はどれだけであるかというきめこまかな作業を行うことが重要であると考える。

3．国庫支出金について

先の表1に見るように，国庫支出金は，昭和48年度を100とすれば，昭和53年度には238にまで増加し，その総額では昭和53年度には9兆円で地方財政収入総額のほぼ23％に及び，毎年の構成比は増加の傾向にあるが，その増減率の変動では，地方交付税ほどではないことがわかる。

又，次頁の表1　から，昭和53年度から昭和55年度までの国庫支出金についての項目別内訳から，次のような特徴がある。

構成比では，普通建設関係と義務教育関係と生活保護費関係への負担金が年度を問わず大きい。国庫支出金総額の増減率は昭和53年17.6％，昭和54年13.6％，昭和55年4.3％へと毎年減少傾向にあること。公共事業費負担金の中でも昭和55年度では，その増減率において，普通建設事業関係は大幅な減少であるのに反し，災害復旧事業関係は大幅な増加を示している。更に，交通安全対策，石油貯蔵施設等立地対策交付金は，昭和

表1′ 地方財政計画

歳入　　（単位　億円・%）

区分	計画額			構成比			増減率		
	昭和55年度	54	53	55	54	53	55	54	53
地方税	150,698	129,342	115,855	36.2	33.3	33.7	16.5	11.6	10.4
普通税	137,060	117,633	106,119	32.9	30.3	30.9	16.5	10.9	9.8
目的税	13,638	11,709	9,736	3.3	3.0	2.8	16.5	20.3	17.6
地方譲与税	4,476	4,187	3,707	1.1	1.1	1.1	6.9	12.9	13.5
地方道路譲与税	2,784	2,650	2,320	0.7	0.7	0.7	5.1	14.2	14.9
石油ガス譲与税	150	150	160	0.0	0.0	0.1	0.0	△6.3	6.7
航空機燃料譲与税	96	87	40	0.0	0.0	0.0	10.3	117.5	17.6
自動車重量譲与税	1,333	1,200	1,087	0.3	0.3	0.3	11.1	10.4	12.9
特別とん譲与税	113	100	100	0.0	0.0	0.0	13.0	0.0	0.0
地方交付税	80,775	76,895	70,400	19.4	19.8	20.5	5.0	9.2	23.4
国庫支出金	104,431	100,094	88,137	25.1	25.8	25.7	4.3	13.6	17.6
義務教育職員給与費国庫負担金	19,883	18,723	17,801	4.8	4.8	5.2	6.2	5.2	10.7
その他普通補助負担金等	33,903	31,807	28,830	8.1	8.2	8.4	6.6	10.3	13.9
生活保護費負担金	9,543	9,208	8,369	2.3	2.4	2.4	3.6	10.0	16.7
児童保護費等負担金	4,757	4,483	4,154	1.1	1.2	1.2	6.1	7.9	9.0
老人保護費負担金	1,812	1,566	1,367	0.4	0.4	0.4	15.7	14.6	16.7
老人医療費負担金	2,905	2,692	2.564	0.7	0.7	0.7	7.9	5.0	13.8
精神衛生費等負担金	835	893	844	0.2	0.2	0.2	△6.5	5.8	6.8
その他の補助負担金等	14,051	12,965	11,532	3.4	3.3	3.5	8.4	12.4	14.1
公共事業費補助負担金	48,367	47,088	39,056	11.6	12.1	11.4	2.7	20.6	23.6
普通建設事業費補助負担金	45,515	45,200	36,502	10.9	11.6	10.6	0.7	23.8	31.9
災害復旧事業費補助負担金	2,852	1,888	2,554	0.7	0.5	0.8	51.1	△26.1	△34.8
失業対策事業費負担金	923	897	873	0.2	0.2	0.3	2.9	2.7	6.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	188	176	152	0.0	0.0	0.1	6.8	15.8	19.7
施設等所在市町村調整交付金	50	48	44	0.0	0.0	0.0	4.2	9.1	10.0
交通安全対策特別交付金	492	708	788	0.1	0.2	0.2	△30.5	△10.2	16.2
電源立地促進対策等交付金	438	398	359	0.1	0.1	0.1	10.1	10.9	48.3
特定防衛施設周辺整備調整交付金	101	95	80	0.0	0.0	0.0	6.3	18.8	23.1
石油貯蔵施設等立地対策交付金	86	154	154	0.0	0.0	0.0	△44.2	0.0	
地方債	44,276	49,007	40,106	10.6	12.6	11.7	△9.7	22.2	32.9
使用料及び手数料	6,773	5,882	5,147	1.6	1.5	1.5	15.1	14.3	28.7
雑収入	24,997	22,607	20,044	6.0	5.9	5.8	10.6	12.8	43.2
歳入合計	416,426	388,014	343,396	100.0	100.0	100.0	7.3	13.0	19.1

55年になってその増減率が著しい減少を示しているのに対し，老人関係負担金は着実な増加傾向にあるといえよう。

さて，国庫支出金とは，前にも述べたように，中央政府が地方政府に対して特定の行政を行うための経費の財源に充当するために支出される財政資金のことであり，使途が特定目的に限定されているがゆえに，資源配分機能を有するものと解することができる。

国庫支出金の根拠としては，一般的に次のことが考えられる。

第一に，ある地方政府の行う公共サービスの提供が，当該地域住民に便益を及ぼすばかりでなく，その境界外の隣接地域の住民に対しても便益を与えること，即ち， spill-over-effect がある場合，他の隣接住民に利益を及ぼす当の地方政府に対して，中央政府が特定補助金を交付することによって公共サービスの供給を増加させる必要があるからである。

第二に，地方政府は，地域住民に近接している関係上，地域住民の公共サービスに対する選好を充分に推察することが可能であり，地域住民に公共サービスを効率的に提供することにより行政上の効率化がはかられることである。

第三に，コントローラービリティーについてである。これは，中央政府が，地方公共団体に対し，国庫支出金というヒモつき財源を与えることにより，自己の意図ないし管理の支配下にコントロールする余地を残すということである。(注9)

次に，国庫支出金の種類については，現在のわが国の地方財政法の下では，国庫負担金(注10)，国庫委託金(注11)，国庫補助金(注12)の三種に分けられる。

第一の国庫負担金とは，義務教育，生活保護，老人医療，建設事業等，地方政府が行政執行のために支出する経費のうち国家的利害に関係があるために，国が地方公共団体に対し義務的に交付する支出金である。

第二の国庫委託金とは，国勢調査や国会議員の選挙等，本来，国の事務であるが，事務執行上の便宜や経費の効率性等から考えて，地方政府が行う機関委任事務に対して，国が交付する支出金である。

第三に，国庫補助金とは，国が，行政上の必要から，地方公共団体に対して任意に交付する支出金であり，これには奨励的補助金(注13)と財政援助的補助金(注14)とに分けられる。前者は，特定の施策を奨励するための支出金であり，後者は，特別の財政需要のために地方交付税を補充する支出金であるといえる。

このような国庫支出金に対して次のような問題点が指摘できる。

第一に，補助金の零細化現象と補助金獲得のための手続の煩雑性である。国庫補助金のうちでも，特に奨励的補助金は，一般に任意的であり，零細化し易い。このような傾向は，行政上からの効果は低いし，又，補助金の額が少額にもかかわらず，手続上の経費もばかにならず，効率性の点で問題がある。

この点については，地方公共団体に対する少額の零細補助金は，出来るだけ，整理統合し，零細補助金の有効な統一化を進めるべきである。即ち，零細補助金を再検討し，地域住民にとり，真に有効な補助金は残存させるが，中央各省が，条件付の財政援助によって行政上のメリットを確保し，地方団体をその統制下に配するためのものや，地域社会の環境や条件を無視し，地域の実態に不適当な事業のために，その効果が充分でないような補助金は，思い切って整理すべきである。

第二に，超過負担の問題である。国庫補助金についての超過負担とは，国から地方公共団体に交付される国庫支出金の金額が，実際に地方公共団体が負担する支出金に不足した場合，地方公共団体による現実の支出額と国による国庫支出金交付額（補助基本額）との差額である。これは，国庫補助金の交付額が，国の定めた独自の基準に基づいて算定されるために，国がシビル・ミニマムに従った最低限必要な金額を基準として交付額を決定することと，中央政府が，社会保障や文教政策を軽視し，道路や川や橋やダム建設といった公共事業からの波及効果を通じて総需要調整を行うという政策をとっていることのため，特に，前者について，超過負担の発生が著しく多いことによって示されている。(注15)

この超過負担問題に関しては，例の有名な摂津訴訟判決がある。昭和51年12月，東京地裁は，保育所建設の負担金について，原告摂津市に請求権はないとして訴えを棄却した。この裁判では，国側は，国の補助金などの支出は，「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（適正化

法）の適用を受けるのだから，関係行政庁（この場合，厚生大臣）の交付決定がなければ請求権はないと主張したのに対し，市側は，たとえ交付決定がなくても，「児童福祉法」（52条）に基づき請求権はあると主張し，両者は激しく対立した。この裁判の最大の争点は，交付決定が請求権の要件になるかどうかであった。昭和55年7月29日の二審判決でも，児童福祉法の規定は，国の義務規定として認定するが，一方では，「適正化法」による法的手続は必要であるとして，市側の請求権は否定され，摂津市の国に対する保育所建設に伴う超過負担請求額4,386万円全額の支払いは認められなくなった。

これら超過負担問題に関しては，このさい，国庫支出金の算定基準を全面的に改めることである。この場合の算定基準としては，例えば，ストック指標(注16)の利用が考えられる。つまり，既存の資産（ストック）指標を整備し，シビル・ミニマムの基準に即して，将来の必要ストック指標を想定し，そのために必要な合理的な国庫支出金を算定することが必要である。又，物価の上昇，給与改定に伴う地方公共団体による負担額の増加については，インデクセーション(注17)が必要であろう。

国庫支出金についてのこれらの対策以外にも，全般的に言えることは，細分化された補助金を出来るだけ一括的にメニュー化(注18)することや複雑化した補助金を，全体的見地から，再検討し，地方政府にとり真に必要なもののみに限定し，その他のものについては，地方交付税への振替が考えられてもよいであろう(注19)。

4．千葉県の場合（とくに市町村を中心として）

千葉県では，大都市周辺の人口急増市町村をかかえ，財政問題は深刻化している。

まず，表2に見られるように，人口一人当り歳入決算額が全国平均に及

ばない。更に，表6と表12とを比較してみると，歳入に占める地方税の構成比は，千葉県市町村の方がかなり大きいのに対し，地方交付税の構成比は，千葉県市町村の方がかなり小さく，一般財源である地方税と地方交付税の構成比の合計でみると，千葉県市町村は全国と接近している。

次に，国庫支出金の構成比は，千葉県市町村の方が低いが，地方債の構成比は，千葉市町村の方がやや低くなっている。

又，昭和44年度から昭和53年度までの推移を見ると，千葉県市町村の場合，地方税の構成比は，微増傾向にあるが，地方交付税の構成比は減少傾向にあり，反対に国庫支出金の構成比は増加傾向にある。地方債については，最近12～13％となっている。

更に，表7と表13により，目的別歳出額の構成比の比較を行うと，千葉県市町村では，一般市町村に比べて，衛生費，消防費，教育費などの構成比が高いのが特徴的である。これは，人口急増市町村においては，急激に増加する人口に対応して緊急に必要となる義務教育施設，廃棄物処理施設等の整備，公共下水道等の整備に対し，多額の投資が為されているためである。特に，教育費の構成比が高く，人口急増市町村が義務教育施設の整備に追われていることを示している。これに対し，農林水産業費の構成比が，年々低下して一般市町村に比べて低くなっている。又，民生費の構成比が増加しているものの一般市町村に比べて低いのは，緊急に必要な施設整備への支出によるしわよせを受けていると思われる。

表8と表14における性質別歳出決算額の構成比の比較により，人口急増市町村では，一般市町村よりも多額の投資が必要となっていることが確められる。普通建設事業費の構成比では，千葉県市町村において，低下傾向にあるが，一般市町村のそれを上回っている。普通建設事業費の補助事業率は，増加傾向にあり4割を越えているが，一方では，単独事業率が減少傾向[注20]にあるものの，依然として，単独事業率が一般市町村よりも高いことは[注21]，人口急増に対応して緊急に必要となった施設の多くが，単独事[注2

2)
業によって充足されなければならなかったことを示している。

かくして，人口急増市町村にとってとりわけ緊急な課題は，人口急増に伴って必要となった公共施設等の整備である。又，財政面では，人口急増対策として国庫補助負担金制度の改善が為されたとはいえ，一般市町村よりも多くの単独事業を実施せざるをえないために，地方交付税制度上において，人口急増対策等が講じられてはいるものの，一般財源だけでは不足し，多額の地方債に依存せざるをえなくなっている。

一方，県財政も市町村財政とよくにた動きを示してはいるものの，表3に見るように，県の財源は，一般財源の減少，特定財源の増加，自主財源の減少，依存財源の増加という傾向になっているために，自由度が減少している。

更に，表4と表12により，千葉県の地方税の歳入に占める構成比は高く，地方交付税のそれは，一般都道府県とほとんど等しい。したがって，一般財源の構成比は少々高くなっている。

そして，国庫支出金の構成比は低く，地方債の構成比も低くなっている。昭和49～55年の推移を見ると(注23)，地方税の構成比は昭和55年を除いて漸減傾向にある。地方交付税の構成比は，昭和53年まで増加し，その後，減少している。又，国庫支出金は，漸増傾向にある。地方債については，昭和55年を除いて増加傾向にある。

表10と表13により，目的別歳出額の構成比を見ると，教育費が特に高く，民生費・衛生費・商工費が低く，土木費と公債費の構成比が増加している。これは，人口急増県の特徴を表わしている。

表4と表11により，性質別歳出額の構成比を見ると，投資的経費の増加がわかる。

このような状況のもとで，表6より，県が市町村に与える県支出金の市町村歳入に占める割合が低下している。

以上のことから，まず，地方交付税については，2の部分で述べたよう

に，人口急増地域の解決策として補正係数の動態化[注24]と同時に，生活基盤施設や福祉施設等の補正係数の見直しが必要不可欠である。[注25]

又，国庫支出金については，3の部分で述べたように，零細補助金の整理統合の実行が望まれるとともに，地方公共財ストック指標の完備化による超過負担の解消を早急に行うことが望まれる。

最後に，全国レベルでの最適人口配分を達成するためには，人口集中の抑制，適切な地域開発を行うこと，加えて，シビル・ミニマムを越えた適切な補助金政策を模索しなければならないと考える。[注26]

表2　人口一人当り決算額（歳入）の推移（千葉県）

（単位：円）

区分	昭和40年度	指数	昭和46年度	指数	増減率	昭和47年度	指数	増減率	昭和48年度	指数	増減率	昭和49年度	指数	増減率
市	16,710	100	47,994	287	32.5	58,031	347	20.9	67,745	405	16.7	85,530	512	26.3
町村	12,428	100	48,233	388	19.9	57,905	466	20.1	73,954	595	27.7	95,272	767	28.8
(県)	14,820	100	48,039	324	29.2	58,008	391	20.8	68,843	465	18.7	87,216	589	26.7
全国市町村	17,385	100	49,727	286	22.5	60,323	347	21.3	74,850	431	24.1	96,615	556	29.1

区分	昭和50年度	指数	増減率	昭和51年度	指数	増減率	昭和52年度	指数	増減率	昭和53年度	指数	増減率
市	94,535	566	10.5	104,862	628	10.9	117,832	705	12.4	132,352	792	12.3
町村	110,869	892	16.4	126,140	1,015	13.8	148,195	1,192	17.5	163,191	1,313	10.1
(県)	97,324	657	11.6	108,466	732	11.4	122,959	830	13.4	137,600	929	11.9
全国市町村	107,627	619	11.4	125,633	723	16.7	144,307	830	14.9	167,181	962	15.9

（資料）『市町村財政の状況』千葉県総務部地方課

表3　千葉県一般会計当初予算財源別の推移

単位：百万円

年度	一般財源と特定財源				自主財源と依存財源				計
	一般財源		特定財源		自主財源		依存財源		(A)＋(B)＝(C)＋(D)
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	予算額(C)	構成比	予算額(D)	構成比	
50	187,186	61.6	116,450	38.4	176,368	58.1	127,268	41.9	303,636
51	198,878	59.0	138,449	41.0	159,031	47.1	178,296	52.9	337,327
52	234,296	57.4	173,642	42.6	191,677	47.0	216,261	53.0	407,938
53	280,871	54.9	231,066	45.1	221,274	43.2	290,663	56.8	511,937
54	313,476	52.0	289,022	48.0	263,558	43.7	338,940	56.3	602,498
55	356,046	54.7	295,295	45.3	306,661	47.1	344,680	52.9	651,341

（資料）『財政事情』千葉県

表4　千葉県一般会計当初予算経費別の推移

（単位：百万円）

	消費的経費		投資的経費		その他の経費		義務的経費		投資的経費		その他の経費		計 ①+②+③ =④+⑤+⑥
	予算額①	構成比	予算額②	構成比	予算額③	構成比	予算額④	構成比	予算額⑤	構成比	予算額⑥	構成比	
50	196,002	64.6	88,948	29.3	18,686	6.1	159,174	52.4	88,948	29.3	55,514	18.3	303,636
51	224,822	66.6	86,714	25.7	25,791	7.7	189,548	56.2	86,714	25.7	61,065	18.1	337,327
52	264,165	64.8	112,243	27.5	31,530	7.7	217,761	53.4	112,243	27.5	77,934	19.1	407,938
53	308,408	60.3	162,901	31.8	40,628	7.9	256,910	50.3	162,901	31.8	92,126	17.9	511,937
54	344,606	57.2	210,097	34.9	47,795	7.9	284,720	47.4	210,097	34.9	107,681	17.7	602,498
55	369,657	56.8	224,810	34.5	56,874	8.7	309,467	47.5	224,810	34.5	117,064	18.0	651,341

（資料）表3に同じ。

表5　千葉県市町村地方交付税の推移

区　　分	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度
千葉県市町村	(100) 16,815,309	(135) 22,757,870	(167) 28,006,003	(193) 32,443,677	(243) 40,814,718
普通交付税	15,885,341	21,427,069	26,482,753	30,659,883	38,420,867
特別交付税	929,968	1,330,801	1,523,250	1,783,794	2,393,851
都　　市	8,103,167	12,332,519	16,586,335	19,494,270	24,573,366
普通交付税	7,605,043	11,606,698	15,646,670	18,372,126	23,092,935
特別交付税	498,124	725,821	939,665	1,122,144	1,480,431
町　　村	8,712,142	10,425,351	11,419,668	12,949,407	16,241,352
普通交付税	8,280,298	9,820,371	10,836,083	12,287,757	15,327,932
特別交付税	431,844	604,980	583,585	661,650	913,420
全国市町村	(100) 630,911,137	(132) 835,081,877	(150) 945,195,560	(183) 1,156,309,487	(248) 1,563,378,039
総　　額 （全国市町村）	(100) 1,460,845,087	(123) 1,798,248,184	(144) 2,101,423,381	(175) 2,552,994,524	(214) 3,131,848,308

区　　分	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
千葉県市町村	(293) 49,199,675	(292) 49,148,687	(347) 58,404,321	(378) 63,620,742	(470) 79,088,136
普通交付税	46,123,418	45,604,500	54,060,849	58,432,659	72,584,544
特別交付税	3,076,257	3,544,187	4,343,472	5,188,083	6,503,592
都　　市	30,198,372	29,282,569	34,857,832	37,340,910	(582) 47,197,476
普通交付税	28,334,349	27,114,301	32,092,455	34,093,214	43,226,622
特別交付税	1,864,023	2,168,268	2,765,377	3,247,696	3,970,854
町　　村	19,001,303	19,866,118	23,546,489	26,279,832	(366) 31,890,660
普通交付税	17,789,069	18,490,199	21,968,394	24,339,445	29,357,922
特別交付税	1,212,234	1,375,919	1,578,095	1,940,387	2,532,738
全国市町村	(321) 2,028,047,433	(329) 2,078,833,553	(381) 2,404,349,816	(413) 2,608,477,449	(507) 3,200,072,071
総　　額 （全国県市町村）	(287) 4,198,686,791	(306) 4,471,051,675	(355) 5,187,400,491	(391) 5,705,457,662	(482) 7,039,986,534

（資料）表2に同じ。

表6　千葉県市町村の歳入の増減率・構成比の推移

区分	増減率											構成比										
	40	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	40	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
市町村税	17.6	24.5	26.0	28.3	28.1	34.0	37.0	6.3	19.5	17.1	13.9	42.1	38.7	36.7	35.4	35.7	38.3	40.6	38.9	40.6	40.7	40.3
地方譲与税	22.6	27.9	37.7	66.2	141.4	11.0	56.5	8.0	67.3	13.4	2.6	0.3	0.3	0.4	0.4	0.8	0.7	0.8	0.9	1.3	1.2	1.1
国有提供施設等所在市町村交付金	12.9	37.0	35.5	37.1	24.3	26.8	45.5	23.5	11.3	21.8	10.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
娯楽・自動車交付税		75.9	13.0	8.2	19.0	36.8	34.2	16.0	6.8	16.6	16.5		1.6	1.3	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2
地方交付税	10.4	61.1	35.3	23.1	15.8	25.8	20.5	△0.1	18.8	8.9	24.3	14.0	16.5	16.9	15.6	14.2	14.3	13.4	12.0	12.5	11.7	12.6
普通交付税	10.3	63.9	34.9	23.6	15.8	25.3	20.0	△1.1	18.5	8.1	24.2	13.1	15.6	15.9	14.8	13.4	13.5	12.6	11.1	11.6	10.7	11.6
特別交付税	10.7	24.6	43.1	14.5	17.1	34.2	28.5	15.2	22.6	19.4	25.4	0.9	0.9	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0
小計	21.7	34.5	28.4	26.5	25.3	31.4	32.9	5.0	19.8	15.2	15.9	56.5	57.2	55.4	52.6	51.9	54.6	56.1	53.2	55.7	54.9	55.3
交通安全対策特別交付金		17.3	△25.9	58.1	157.6	23.1	6.0	19.6	△0.4	36.8	24.9		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国庫支出金	23.9	15.8	44.8	44.7	33.6	29.5	31.2	18.1	22.0	23.2	19.2	7.8	7.8	8.5	9.2	9.7	10.0	10.2	10.8	11.5	12.2	12.6
県支出金	15.0	47.8	21.1	24.6	40.5	11.9	29.3	5.7	△8.1	30.3	23.7	4.4	5.5	5.0	4.7	5.2	4.7	4.6	4.4	3.6	4.0	4.3
財産収入	89.4	6.6	10.9	41.5	88.1	△19.9	18.0	4.6	7.8	△24.4	△1.2	5.0	3.0	2.5	2.6	3.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.2	1.0
分担金・負担金	37.5	32.5	42.3	83.3	△15.8	26.2	26.5	31.6	△5.9	30.0	17.5	1.1	1.5	1.7	2.3	1.5	1.5	1.5	1.8	1.5	1.6	1.7
使用料	18.7	15.2	20.2	15.8	15.7	21.1	20.3	21.6	32.2	14.5	16.3	2.3	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.2	1.4	1.4	1.4
手数料	18.1	14.0	9.4	8.6	11.5	4.3	11.0	7.0	47.8	12.3	7.6	0.8	1.1	0.9	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.6	0.6	0.5
寄附金	7.6	42.0	29.4	34.7	46.3	47.5	2.7	△14.9	8.3	37.4	8.3	1.8	1.8	1.7	1.8	2.0	2.4	1.9	1.5	1.4	1.6	1.5
繰入金	△16.0	18.3	255.1	△23.1	△17.6	86.1	58.7	26.3	△25.3	25.8	3.7	0.6	0.9	2.4	1.4	0.9	1.4	1.7	1.9	1.2	1.3	1.1
諸収入	32.2	21.9	15.0	32.9	39.8	15.5	35.5	△0.2	△2.0	12.4	4.6	8.1	6.9	6.0	6.0	6.6	6.1	6.4	6.5	4.9	4.7	4.3
繰越金	17.5	24.4	39.0	10.8	6.8	43.9	54.8	△10.9	△4.5	60.5	4.4	4.0	4.0	4.2	3.5	3.0	3.4	4.1	3.3	2.7	3.8	3.4
地方債	44.6	34.8	57.7	83.3	22.9	9.3	5.9	58.9	13.7	8.2	15.7	7.6	8.4	10.0	13.7	13.3	11.6	9.5	13.6	13.5	12.6	12.6
歳入合計	21.7	30.5	32.6	33.2	27.0	25.0	29.2	10.9	14.5	16.7	15.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）『市町村財政の状況』千葉県

表7　千葉県市町村の目的別歳出の増減率・構成比の推移

区分	増減率											構成比										
	40	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	40	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
議会費	12.3	15.8	27.0	19.0	21.1	22.8	38.0	7.7	10.4	16.4	12.1	2.3	1.7	1.6	1.4	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3
総務費	14.5	40.2	14.4	27.0	29.5	25.6	37.8	13.3	7.6	14.7	6.8	18.2	17.8	15.1	14.3	14.7	14.9	15.6	15.9	15.1	14.8	13.7
民生費	14.0	21.0	30.8	33.6	47.1	56.7	40.3	21.7	12.6	18.5	16.6	8.4	8.2	8.0	7.9	9.2	11.7	12.4	13.6	13.6	13.7	13.8
衛生費	24.7	22.6	19.4	48.2	39.2	31.4	37.1	16.9	5.0	20.9	9.5	8.6	8.0	7.2	7.9	8.7	9.2	9.6	10.1	9.4	9.7	9.2
労働費	28.3	18.5	△0.5	△18.9	△32.6	15.1	52.9	14.9	△17.6	19.8	0.9	1.3	0.6	0.4	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
農林水産業費	27.0	35.9	△3.5	29.6	21.7	28.6	16.7	8.1	0.1	29.6	29.4	7.3	6.8	4.9	4.7	4.5	4.7	4.2	4.1	3.6	4.0	4.5
商工費	65.2	△1.2	25.1	47.8	26.7	6.4	32.6	20.5	21.4	1.2	19.3	2.3	1.8	1.7	1.8	1.9	1.6	1.6	1.7	1.9	1.6	1.7
土木費	23.7	36.3	49.3	27.1	30.4	10.4	21.7	△4.0	8.5	17.0	14.0	20.9	23.9	26.7	25.2	26.0	23.2	21.5	18.5	17.8	17.7	17.5
消防費	22.2	26.3	29.7	29.5	35.0	32.2	30.4	13.5	9.6	23.7	14.4	4.3	3.6	3.5	3.3	3.6	3.8	3.8	3.9	3.7	4.0	3.9
教育費	18.0	29.2	45.3	41.4	14.7	21.1	35.2	14.4	20.5	16.6	18.7	22.3	23.2	25.1	26.4	24.0	23.5	24.0	24.8	26.5	26.3	27.1
災害復旧費	112.6	△40.7	1,215.8	101.3	△21.3	△37.5	△37.8	△42.3	27.2	63.6	△38.0	0.4	0.2	2.0	3.0	1.9	1.0	0.5	0.2	0.3	0.4	0.2
公債費	36.9	20.3	25.7	30.2	42.7	45.3	41.5	22.6	32.5	15.7	25.5	3.5	3.7	3.5	3.4	3.8	4.5	4.8	5.3	6.2	6.1	6.7
諸支出金	△40.0	3.2	3.9	61.3	26.0	106.7	1.6	△24.2	111.4	△21.5	60.4	0.2	0.4	0.3	0.4	0.2	0.4	0.3	0.2	0.4	0.2	0.3
前年度越上充用金		皆増	皆減		皆増	皆減		皆増	皆減				0.1			0.0			0.1			
歳出合計	20.9	29.9	34.1	34.6	26.1	23.6	31.6	11.3	12.9	17.4	15.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）『市町村財政の状況』千葉県

表8　千葉県市町村の性質別歳出の増減率・構成比の推移

区分	増減率											構成比										
	40	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	40	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
人件費	17.9	22.1	28.2	28.4	27.5	33.6	48.2	13.3	9.7	14.8	11.7	26.9	23.4	22.4	21.3	21.5	23.3	26.2	26.7	26.0	25.4	24.6
扶助費	6.3	17.5	32.2	34.5	60.4	67.0	40.1	31.3	21.2	18.9	17.5	3.2	3.1	3.0	3.0	3.8	5.2	5.5	6.5	6.9	7.0	7.2
公債費	36.9	20.3	25.7	30.2	42.7	45.2	41.2	22.4	32.4	16.0	25.7	3.5	3.7	3.5	3.4	3.8	4.5	4.8	5.3	6.2	6.1	6.7
（義務的経費小計）	26.9	21.4	28.3	29.3	33.0	39.4	46.0	17.2	14.7	15.7	15.0	33.6	30.2	28.9	27.7	29.1	33.0	36.5	38.5	39.1	38.5	38.4
物件費	18.8	20.9	28.2	25.3	24.1	28.7	34.5	12.2	14.6	21.7	16.9	11.6	10.6	10.1	9.4	9.3	9.6	9.9	9.9	10.1	10.5	10.6
維持補修費	23.2	26.3	23.7	23.7	9.9	24.0	8.7	2.8	9.9	11.0	20.0	3.0	2.9	2.7	2.5	2.2	2.2	1.8	1.6	1.6	1.5	1.6
補助費等	23.1	33.9	18.2	31.9	34.2	40.6	19.1	15.4	2.4	16.4	16.5	7.1	6.1	5.3	5.2	5.6	6.4	5.7	6.0	5.4	5.4	5.4
（経常的経費小計）	19.3	23.0	26.8	28.4	30.0	36.7	38.9	15.6	13.3	16.7	15.6	55.3	49.8	47.0	44.8	46.2	51.2	53.9	56.0	56.2	55.9	56.0
普通建設事業費	44.9	34.9	38.6	41.6	21.3	13.8	23.8	5.8	10.4	19.0	17.6	38.5	43.4	44.8	47.1	45.2	41.6	39.2	37.3	36.4	37.0	37.7
災害復旧事業費	112.6	△40.7	1,215.8	101.3	△21.3	△37.5	△37.8	△42.3	26.4	64.2	△37.9	0.4	0.2	2.0	3.0	1.9	1.0	0.4	0.2	0.3	0.4	0.2
失業対策事業費	3.3	7.6	2.7	△49.2	△27.5	13.6	22.3	6.7	2.4	10.8	5.7	0.9	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
（投資的経費小計）	21.5	33.8	43.7	43.5	18.6	11.7	22.5	5.3	10.5	19.3	17.0	39.8	44.0	47.1	50.2	47.2	42.7	39.7	37.6	36.8	37.4	37.9
積立金	81.4	90.1	△0.4	△40.0	504.1	△20.0	45.1	37.9	25.1	12.7	△0.6	1.1	1.7	1.3	0.6	2.7	1.7	1.9	2.3	2.6	2.5	2.2
投資及び出資貸付金	60.2	21.7	18.8	63.2	15.4	16.5	40.6	29.9	29.4	28.5	0.7	1.9	1.1	1.0	1.2	1.1	1.0	1.1	1.3	1.5	1.6	1.4
繰出金	5.4	84.6	41.7	18.7	12.1	52.4	27.7	△11.8	22.5	5.8	11.7	1.9	3.3	3.6	3.2	2.8	3.5	3.4	2.7	2.9	2.6	2.5
前年度繰上充用金		皆増	皆減		皆増	皆減		皆増	皆減				0.1			0.0			0.1			
歳出合計	20.9	29.9	34.1	34.6	26.1	23.6	31.6	11.3	12.9	17.4	15.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）『市町村財政の状況』千葉県

区分	県計							
	昭 40	昭 47	昭 48	昭 49	昭 50	昭 51	昭 52	昭 53
総事業費 A	15,880,472	98,360,435	111,929,259	138,616,496	146,664,321	161,974,837	192,715,164	226,631,550
指数	100	619	705	873	924	1,020	1,214	1,427
（1）補助事業費	6,590,970	34,428,128	40,234,251	53,270,635	60,287,124	68,955,534	87,337,794	100,608,162
（2）単独事業費	8,321,842	58,648,823	66,897,831	80,220,564	80,441,209	89,029,672	97,996,537	119,169,005
（3）その他	967,660	5,283,484	4,797,177	5,125,297	5,935,988	3,989,631	7,380,833	6,854,383
補助事業率（(1)／A%）	41.5	35.0	35.9	38.4	41.1	42.6	45.3	44.4
単独事業率（(2)／A%）	52.4	59.6	59.8	57.9	54.8	55.0	50.9	.6

表9　千葉県一般会計歳入推移

科目	昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度当初			昭和55年度当初		
	単位：億円	構成比	増減率																		
1．県税	1,290	40.6		1,133	32.8	△12.2	1,321	34.0	16.6	1,568	33.4	18.7	1,773	31.9	13.1	1,898	31.5	7.1	2,272	34.9	19.7
2．地方譲与税	38	1.2		43	1.2	11.9	44	1.1	3.8	49	1.0	11.8	54	0.9	9.2	61	1.0	13.0	64	1.0	5.1
3．地方交付税	381	12.0		500	14.4	31.2	707	18.2	41.5	844	18.0	19.3	1,013	18.3	20.1	1,073	17.8	5.9	1,113	17.1	3.7
4．交通安全対策特別交付金	8	0.2		9	0.3	19.3	9	0.2	△0.5	13	0.3	36.5	16	0.3	24.9	14	0.3	△12.5	10	0.1	△28.6
5．分担金及び負担金	75	2.4		97	2.8	29.8	96	2.5	△1.4	136	2.9	41.8	155	2.8	14.5	192	3.2	23.9	179	2.7	△7.0
6．使用料及び手数料	39	1.2		47	1.4	18.8	66	1.7	40.7	86	1.8	31.1	111	2.0	28.3	127	2.1	14.4	150	2.3	17.9
7．国庫支出金	807	25.4		911	26.4	12.9	989	25.5	8.6	1,203	25.6	21.6	1,435	25.8	19.2	1,631	27.1	13.7	1,734	26.6	6.3
8．財産収入	37	1.2		45	1.3	20.6	49	1.3	9.2	40	0.9	△18.1	36	0.7	△9.7	19	0.3	△47.2	24	0.4	23.8
9．寄附金	0.8	0.0		0.4	0.0	△51.9	0.6	0.0	46.1	0.7	0.0	33.3	0.4	0.0	△44.6	0.1	0.0	△75.0	0.1	0.0	0.0
10．繰入金	66	2.1		76	2.2	14.4	61	1.6	△19.3	95	2.0	55.0	130	2.4	36.6	172	2.9	32.3	187	2.9	8.8
11．繰越金	72	2.3		55	1.6	△24.2	20	0.5	△64.4	27	0.6	40.4	85	1.5	211.3	20	0.3	△76.5	20	0.3	0.0
12．諸収入	242	7.6		217	6.3	△10.2	171	4.4	△21.3	195	4.1	14.4	201	3.6	2.6	207	3.4	3.0	235	3.6	13.5
13．県債	122	3.8		321	9.3	163.3	351	9.0	9.3	442	9.4	25.7	542	9.8	22.7	610	10.1	12.5	526	8.1	△13.8
計	3,179	100.0		3,454	100.0	8.6	3,885	100.0	12.5	4,700	100.0	21.0	5,551	100.0	18.1	6,025	100.0	8.5	6,513	100.0	8.1

（資料）『千葉県財政事情』

表10　千葉県一般会計目的別経費推移

区分	昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度当初			昭和55年度当初		
	単位：億円	構成比	増減率																		
1．議会費	7.5	0.2		8.5	0.2	12.7	9.4	0.2	10.1	11.1	0.2	18.0	11.3	0.2	2.4	12.7	0.2	12.4	13.9	0.2	9.6
2．総務費	195	6.3		218	6.4	11.6	251	6.5	15.2	358	7.8	42.6	438	8.0	22.3	392	6.5	△10.5	453	7.0	15.5
3．民生費	127	4.1		156	4.6	22.8	182	4.7	16.5	217	4.7	19.2	250	4.6	15.3	314	5.2	25.6	324	5.0	3.3
4．衛生費	148	4.8		152	4.4	2.3	161	4.2	6.2	170	3.7	5.6	197	3.6	15.7	251	4.2	27.4	216	3.3	△14.2
5．労働費	16	0.5		16	0.5	△3.4	18	0.5	17.8	24	0.5	33.3	20	0.4	△13.3	25	0.4	25.0	26	0.4	6.8
6．農林水産業費	387	12.4		442	12.9	14.1	456	11.8	3.3	549	11.9	20.4	667	12.2	21.5	722	12.0	8.2	770	11.8	6.7
7．商工費	88	2.8		89	2.6	1.1	102	2.7	15.2	132	2.9	29.4	186	3.4	41.5	228	3.8	22.6	240	3.7	5.1
8．土木費	702	22.5		736	21.4	4.8	649	16.8	△11.8	872	18.9	34.4	1,049	19.2	20.3	1,232	20.5	17.4	1,329	20.4	7.9
9．警察費	201	6.4		234	6.8	16.6	285	7.4	21.6	331	7.2	16.1	402	7.3	21.4	433	7.2	7.7	466	7.1	7.7
10．教育費	1,076	34.4		1,193	34.7	10.9	1,496	38.8	25.4	1,661	36.0	11.0	1,927	35.2	16.0	2,057	34.1	6.7	2,209	33.9	7.4
11．災害復旧費	36	1.1		31	0.9	△13.3	23	0.6	△25.4	30	0.6	30.4	25	0.4	△15.9	9	0.1	△64.0	24	0.4	173.0
12．公債費	73	2.3		97	2.8	34.0	135	3.5	38.3	178	3.9	31.9	219	4.0	22.8	265	4.4	21.0	338	5.2	27.6
13．諸支出金	67	2.2		62	1.8	△8.0	89	2.3	44.5	82	1.7	△7.9	82	1.5	0.0	83	1.4	1.2	103	1.6	22.9
14．予備費	0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0		1.5	0.0		1.5	0.0	0.0
計	3,124	100.0		3,434	100.0	9.9	3,857	100.0	12.3	4,614	100.0	19.6	5,473	100.0	18.6	6,025	100.0	10.1	6,513	100.0	8.1

（資料）『千葉県財政事情』

表11　千葉県一般会計性質別経費推移

区分	昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度当初			昭和55年度当初		
	単位: 億円	構成比	増減率																		
1. 消費的経費	1,878	60.1		2,083	60.7	10.9	2,566	66.5	23.2	2,828	61.3	10.2	3,174	58.0	12.3	3,446	57.2	8.6	3,697	56.8	7.3
(1) 人件費	1,289	41.2		1,463	42.6	13.5	1,859	48.2	27.1	2,003	43.4	7.7	2,240	40.9	11.8	2,360	39.2	5.4	2,549	39.1	8.0
(2) 物件費	143	4.6		151	4.4	5.7	161	4.2	6.6	210	4.6	30.3	242	4.4	15.1	197	3.2	△18.6	208	3.2	5.6
(3) 維持補修費	19	0.6		18	0.6	△2.6	16	0.4	13.0	22	0.5	37.6	27	0.5	23.6	34	0.5	25.9	27	0.4	△21.0
(4) 扶助費等	84	2.7		110	3.2	30.4	126	3.3	15.1	130	2.8	3.3	140	2.6	7.7	228	3.9	62.9	214	3.3	△6.1
(5) その他	343	11.0		341	9.9	△0.7	404	10.4	18.5	462	10.0	14.4	525	9.6	13.6	627	10.4	19.4	699	10.8	11.5
2. 投資的経費	1,076	34.5		1,171	34.1	8.8	1,062	27.5	△9.3	1,427	30.9	34.4	1,807	33.0	26.6	2,101	34.9	16.3	2,248	34.5	7.0
(1) 普通建設事業	930	29.8		1,024	29.9	10.2	930	24.1	△9.2	1,259	27.3	35.4	1,645	30.0	30.6	1,950	32.4	18.5	2,074	31.8	6.4
(2) 受託事業	15	0.5		185	0.5	21.6	16	0.4	△12.8	26	0.6	60.7	16	0.3	△37.5	21	0.4	31.3	17	0.3	−18.3
(3) 災害復旧事業	36	1.2		311	0.9	△13.3	23	0.6	△25.4	30	0.6	28.5	25	0.5	△16.2	9	0.1	△64.0	24	0.4	173.2
(4) 直轄事業負担金	95	3.0		971	2.8	2.2	93	2.4	△4.4	112	2.4	20.6	121	2.2	8.0	121	2.0	0.0	132	2.0	9.6
3. 公債金	72	2.3		933	2.7	29.5	131	3.4	40.1	174	3.8	33.0	213	3.9	22.6	259	4.3	21.6	332	5.1	28.1
4. 繰出金	98	3.1		871	2.5	△10.8	98	2.6	13.0	186	4.0	88.9	279	5.1	49.9	217	3.6	△22.0	235	3.6	8.3
5. 予備費	0			0			0			0			0			1.5	0.0		1.5	0.0	0.0
計	3,124	100.0		3,434	100.9	9.9	3,857	100.0	12.3	4,614	100.0	19.6	5,473	100.0	18.6	6,025	100.0	10.1	6,513	100.0	8.1

(資料)『千葉県財政事情』

表12　全地方団体歳入決算額の状況

（単位　百万円・％）

区分	昭和53年度						昭和52年度		比較							
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額		増減率			前年度増減率		
											都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地方税	6,249,618	29.5	5,987,435	30.0	12,237,054	31.3	11,005,216	32.4	1,231,838	24.1	9.7	12.8	11.2	13.6	16.7	15.1
地方譲与税	185,477	0.9	184,901	0.9	370,378	0.9	343,236	1.0	27,142	0.5	12.0	4.1	7.9	13.5	18.3	13.4
地方交付税	3,839,908	18.2	3,200,072	16.0	7,039,981	18.0	5,705,458	16.8	1,334,523	26.1	24.0	22.7	23.4	11.3	8.5	10.0
軽油引取税交付金	–	–	23,357	0.1	–	–	–	–	–	–	–	4.1	–	–	18.3	–
娯楽施設利用税交付金	–	–	24,368	0.1	–	–	–	–	–	–	–	9.4	–	–	10.2	–
自動車取得税交付金	–	–	174,434	0.9	–	–	–	–	–	–	–	19.2	–	–	14.5	–
小計（一般財源）	**10,275,004**	**48.6**	**9,599,567**	**48.0**	**19,647,412**	**50.2**	**17,053,910**	**50.1**	**2,593,502**	**50.7**	**14.7**	**15.8**	**15.2**	**12.8**	**13.8**	**13.3**
分担金、負担金	320,716	1.5	264,276	1.3	393,727	1.0	337,247	1.0	56,480	1.1	19.0	18.3	16.7	30.7	19.1	21.2
使用料、手数料	374,164	1.8	416,190	2.1	790,354	2.0	673,548	2.0	116,806	2.3	20.7	14.5	17.3	22.4	20.3	21.3
国庫支出金	5,760,726	27.2	3,190,928	16.0	8,951,654	22.9	7,799,150	22.9	1,152,504	22.5	12.6	19.0	14.8	17.0	18.9	17.7
交通安全対策特別交付金	47,066	0.2	31,700	0.2	78,766	0.2	67,799	0.2	10,967	0.2	16.4	15.9	16.2	35.8	36.3	36.0
都道府県支出金	–	–	1,166,531	5.8	–	–	–	–	–	–	–	17.3	–	–	21.3	–
財産収入	235,043	1.1	313,634	1.6	548,677	1.4	462,567	1.4	86,110	1.7	27.7	12.6	18.6	19.7	6.4	11.3
寄附金	13,302	0.1	122,504	0.6	132,499	0.5	107,121	0.3	25,378	0.5	△10.8	24.2	23.7	3.8	12.3	9.4
繰入金	76,216	0.4	222,228	1.1	298,444	0.8	248,208	0.7	50,236	1.0	35.8	15.7	20.2	51.5	30.8	35.0
繰越金	185,310	0.9	479,764	2.4	665,074	1.7	612,256	1.8	52,818	1.0	18.4	5.3	8.6	52.1	34.5	38.6
諸収入	1,548,155	7.8	1,219,974	6.1	2,648,963	6.8	2,363,639	6.9	285,324	5.6	15.0	9.1	12.1	10.6	12.6	11.3
地方債	2,319,515	11.0	2,750,512	13.8	4,978,228	12.7	4,288,897	12.6	689,331	13.5	9.0	22.6	16.1	18.0	15.6	16.7
特別区財政調整交・納付金	609	0.0	208,274	1.0	–	–	–	–	–	–	皆増	△2.5	–	–	16.8	–
歳入合計	**21,155,828**	**100.0**	**19,986,130**	**100.0**	**39,133,798**	**100.0**	**34,014,343**	**100.0**	**5,119,455**	**100.0**	**13.9**	**16.3**	**15.1**	**15.2**	**15.9**	**15.3**

（注）国有提供旋設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」に含めた。

（資料）『地方財政白書』（昭和55年版）

表13　全地方団体目的別歳出決算額の状況

（単位　百万円・%）

区分	昭和53年度 都道府県		市町村		純計額		昭和52年度 純計額		比較 増減額		増減率 都道府県	市町村	純計額	前年度増減率 都道府県	市町村	純計額
議会費	46,957	0.2	234,513	1.2	281,458	0.7	256,035	0.8	25,423	0.5	9.4	10.0	9.9	12.3	15.0	14.6
総務費	1,208,522	5.8	2,407,612	12.4	3,405,449	8.9	2,947,313	8.8	458,136	9.2	25.0	11.1	15.5	3.0	10.3	7.6
民生費	1,254,939	6.0	3,316,484	17.1	4,256,644	11.1	3,736,689	11.2	519,955	10.4	13.5	14.1	13.9	13.1	15.1	14.3
衛生費	904,738	4.3	1,561,354	8.0	2,405,965	6.3	2,143,480	6.4	262,485	5.3	7.4	16.0	12.2	8.5	13.0	11.0
労働費	192,917	0.9	183,044	0.9	371,337	1.0	343,001	1.0	28,336	0.6	7.8	9.1	8.3	12.1	11.6	11.6
農林水産業費	2,531,859	12.1	1,309,354	6.7	3,256,832	8.5	2,697,177	8.1	559,655	11.2	19.6	27.8	20.7	25.4	26.6	24.5
商工費	969,480	4.6	439,025	2.3	1,381,129	3.6	1,225,704	3.7	155,425	3.1	12.9	12.8	12.7	12.8	14.6	13.0
土木費	4,256,735	20.3	3,990,201	20.6	8,093,603	21.1	6,812,259	20.4	1,281,344	25.7	19.4	18.3	18.8	27.7	19.3	23.3
消防費	89,925	0.4	573,601	3.0	647,321	1.7	576,908	1.7	70,413	1.4	6.8	13.5	12.2	3.8	17.7	15.4
警察費	1,415,258	6.8	–	–	1,415,141	3.7	1,304,759	3.9	110,382	2.2	8.5	–	8.5	11.6	–	11.6
教育費	6,167,659	29.4	3,756,287	19.4	9,847,263	25.7	8,615,297	25.8	1,231,966	24.7	11.3	19.7	14.3	10.6	17.1	12.7
災害復旧費	268,192	1.3	147,392	0.8	361,652	0.9	567,831	1.7	△206,179	△4.1	△37.4	△37.3	△36.3	△6.0	△3.8	△5.9
公債費	1,093,748	5.2	1,276,190	6.6	2,300,421	6.0	1,843,454	5.5	456,967	9.2	25.8	23.0	24.8	24.5	24.2	24.8
諸支出金	100,536	0.5	163,452	0.8	263,987	0.7	234,124	0.7	29,863	0.6	27.9	5.1	12.8	20.9	21.6	21.4
前年度繰上充用金	12,559	0.1	46,234	0.2	58,793	0.2	58,089	0.2	704	0.0	31.0	△4.7	1.2	△33.3	△23.1	△25.0
軽油引取税交付金	28,652	0.1	–	–	–	–	–	–	–	–	5.6	–	–	18.8	–	–
娯楽施設利用税交付金	24,421	0.1	–	–	–	–	–	–	–	–	9.9	–	–	9.9	–	–
自動車取得税交付金	174,434	0.8	–	–	–	–	–	–	–	–	19.2	–	–	14.1	–	–
特別区財政調整交付金	208,274	1.0	–	–	–	–	–	–	–	–	△2.5	–	–	16.8	–	–
特別区財政調整納付金	–	–	609	0.0	–	–	–	–	–	–	–	皆増	–	–	–	–
歳出合計	20,949,805	100.0	19,405,350	100.0	38,346,995	100.0	33,362,119	100.0	4,984,876	100.0	13.8	16.2	14.9	15.2	16.2	15.4

（資料）『地方財政白書』（昭和55年版）

表14　全地方団体性質別歳出決算額の状況

（単位　百万円・％）

区分	昭和53年度 都道府県		市町村		純計額		昭和52年度 純計額		比較 増減額		増減率 都道府県	市町村	純計額	前年度増減率 都道府県	市町村	純計額
人件費	7,862,918	37.5	4,569,305	23.5	12,432,223	32.4	11,489,271	34.4	942,952	18.9	8.0	8.6	8.2	8.9	11.0	9.7
物件費	681,799	3.3	1,553,452	8.0	2,235,251	5.8	2,005,520	6.0	229,731	4.6	8.8	12.7	11.5	14.5	15.3	15.0
維持補修費	164,764	0.8	272,905	1.4	437,668	1.1	381,099	1.1	56,569	1.1	17.6	13.2	14.8	16.4	14.8	15.4
扶助費	740,425	3.5	2,091,050	10.8	2,831,475	7.4	2,460,864	7.4	370,611	7.4	12.8	15.9	15.1	8.4	15.3	13.4
補助費等	1,910,701	9.1	971,985	5.0	1,784,815	4.7	1,481,545	4.4	303,270	6.1	15.8	20.0	20.5	18.2	15.6	16.7
普通建設事業費	6,401,816	30.6	6,850,028	35.3	12,531,956	32.7	10,204,200	30.6	2,327,756	46.7	21.3	25.1	22.8	29.3	22.4	25.3
うち 補助事業費	4,391,697	21.0	3,533,414	18.2	7,529,225	19.6	6,062,431	18.2	1,466,794	29.4	22.2	27.7	24.2	27.9	29.8	28.4
うち 単独事業費	1,649,070	7.9	3,154,626	16.3	4,612,168	12.0	3,812,524	11.4	799,644	16.0	19.2	22.4	21.0	34.6	14.6	20.8
災害復旧事業費	268,117	1.3	147,350	0.8	361,538	0.9	567,775	1.7	△206,237	△4.1	△37.4	△37.3	△36.3	△6.0	△3.7	△5.9
失業対策事業費	61,511	0.3	126,538	0.7	188,050	0.5	181,596	0.5	6,454	0.1	3.6	3.5	3.6	7.7	8.7	8.3
公債費	1,078,922	5.2	1,269,904	6.5	2,279,309	5.9	1,824,515	5.5	454,794	9.1	25.9	23.1	24.9	24.8	24.4	25.1
積立金	267,407	1.3	446,984	2.3	714,391	1.9	503,504	1.5	210,887	4.2	127.7	15.8	41.9	28.3	8.2	3.3
投資及び出資金	80,472	0.4	62,713	0.3	143,184	0.4	139,758	0.4	3,426	0.1	1.6	3.5	2.5	14.6	15.8	15.1
貸付金	1,332,269	6.4	591,504	3.0	1,856,819	4.8	1,632,924	4.9	223,895	4.5	16.2	7.8	13.7	11.0	18.4	13.1
繰出金	86,124	0.4	405,398	2.1	491,522	1.3	431,460	1.3	60,062	1.2	14.1	13.9	13.9	11.0	13.4	13.0
前年度繰上充用金	12,559	0.1	46,234	0.2	58,793	0.2	58,089	0.2	704	0.0	31.0	△4.7	1.2	△33.3	△23.1	△25.0
歳出合計	**20,949,805**	**100.0**	**19,405,350**	**100.0**	**38,346,995**	**100.0**	**33,362,119**	**100.0**	**4,984,876**	**100.0**	**13.8**	**16.2**	**14.9**	**15.2**	**16.2**	**15.4**
うち 義務的経費	9,682,264	46.2	7,930,260	40.9	17,543,006	45.7	15,774,649	47.3	1,768,357	35.5	10.1	12.6	11.2	10.3	13.9	11.8
うち 投資的経費	6,731,445	32.1	7,123,916	36.7	13,081,544	34.1	10,953,571	32.8	2,127,973	42.7	16.7	22.2	19.4	25.5	20.7	22.9

（資料）『地方財政白書』（昭和55年版）

注　1）　財政の種々の機能の関係については，論文〔17〕を参照。

2）　財政力格差とはブキャナンによると，地域間で同一の税率の下で，同一の所得の人々が異った1人当り財政支出を受けることを言う。もし，地方政府間の財政力格差を定義するとすれば，二地域を前提とすれば，（補助人口）×（ブキャナンの財政力格差）となる。従ってこの金額を補助すると財政力格差は是正される。但し，地域間の物価差と規模の利益差はないとする。

3）　この場合の地方税は固定税である。

4）　加減額　＝（長期安定成長率－実際成長率）×（国税3税の32％）

5）　地方政府が年間調整を行なうのは望ましくない。なぜならば，各地方政府が足並みをそろえて全国の景気安定を計ることはむつかしいことと，当該地域内のみに政策の効果がとどまらず域外に流出するから意図した結果を実現できないからである。これについては，Oates〔33〕を参照。

6）　ある一時点における地域内の全公共資産を物価変動を考慮した客観的な評価基準にもとづいて作成した指標であり，いわゆる会計学の取得原価主義はとらない。

7）　式で示すと次のようになる。

$$（投資補正係数）＝\Sigma（ウェイト）\frac{地方団体必要度指標}{全国平均必要度指標}$$

8）　府県については人口70万人，市町村については人口10万人となっているが，実状にそぐわない面がある。

9）　地方自治の観点からすると問題となるが，Decentralization と Centralization の基本問題を含んでいる。

10）　地方財政法第10条～第10条の3

11）　地方財政法第10条の4

12）　地方財政法第16条

13）　例えば，都道府県警察補助金・教育施設等騒音防止対策補助金・清掃施設整備補助金がある。

14）　例えば，地方公営企業が財政再建を行う時に発行する財政再建債など地方債に対する利子補給が多い。

15-1）　超過負担について表15と表16を見ると次のことがわかる。

昭和49年度において，超過負担額のワースト順では，保育所，学校，住宅関係でほとんどを占めており，これに対し，道路，港湾，ダム，橋などといった公共投資関係はほとんどない。

昭和49年度の超過負担総額は，約6,360億円であり，補助基本額の57.7％に当り，実際費用の36％強に相当する。即ち，地方公共団体

は，4割近くの持ち出しを行っていることになる。又，項目別構成比では，施設，措置費，人件費，業務事務費の順で大きくなっていることがわかる。15-2）

表15　超過負担額"ワースト・テン"

（昭和49年度）（単位：億円・％）

順位	項　目	超過負担額	全体に占める割合
1	保育所措置費	1,388	21.8
2	公立学校建設費	1,257	19.7
3	廃棄物処理施設費	597	9.4
4	保健所職員費	551	8.7
5	福祉施設整備費	337	5.3
6	国保事務費	318	5.0
7	公営住宅建設費	267	4.2
8	農業委員会人件費	257	4.0
9	警察施設費	241	3.8
10	警察行政費	192	3.1
10項目小計		5,405	35.0
総計		6,360	100.0

資料：　地方6団体調べ

表16　49年度の超過負担額と超過負担率

（単位: 百万円・%）

区分	実績決算	補助基本額	超過負担額	超過負担率	超過負担構成比
1 施設	991,291	689,558	301,733	43.8	47.5
① 警察施設	48,052	23,976	24,076	100.4	3.8
② 産業教育施設	17,819	14,167	3,651	25.8	0.6
③ 体育施設	30,823	12,971	17,852	137.6	2.8
④ 公立学校	391,790	266,054	125,736	47.3	19.8
⑤ 保健所施設	3,567	886	2,681	302.7	0.4
⑥ 社会福祉施設	69,707	35,958	33,749	93.9	5.3
⑦ 廃棄物処理施設	97,757	38,068	59,688	156.7	9.4
⑧ 公営住宅	292,898	266,241	26,656	10.0	4.2
⑨ 改良住宅	38,879	31,236	7,643	24.5	1.2
2 設備	15,102	10,973	4,129	37.6	0.6
① 産業教育設備	10,330	8,900	1,430	16.1	0.2
② 保健所設備	1,688	537	1,150	214.0	0.2
③ 社会福祉施設設備	3,084	1,536	1,549	100.9	0.2
3 措置費	342,963	193,408	149,555	77.3	23.5
① 老人ホーム	32,829	26,178	6,651	25.4	1.0
② 保育所	299,850	161,052	138,799	86.2	21.8
③ 精簿施設	10,283	6,178	4,105	66.5	0.7
4 人件費	(189,891) 195,519	93,722	(96,169) 101,797	(102.6) 108.6	16.0
① 保健所職員	(97,144) 99,065	43,958	(53,187) 55,108	(121.0) 125.4	8.7
② 農業委員会	(33,498) 34,341	8,674	(24,825) 25,668	(286.2) 295.9	4.0
③ 農業改良生活改善	(38,409) 40,747	23,023	(10,382) 12,720	(37.0) 45.4	2.0
④ 林業普及員	(8,578) 9,104	5,420	(3,158) 3,684	(58.3) 608.0	0.6
⑤ 職業訓練	(−) 12,261	7,643	(−) 4,618	(−) 60.4	0.7
5 業務・事務費	155,403	84,938	70,465	83.0	11.1
① 警察行政	37,279	18,084	19,195	106.1	3.1
② 国保事務	68,218	36,444	31,774	87.2	5.0
③ 農業委員会	2,971	1,008	1,963	194.8	0.3
④ 農業改良生活改善	5,763	2,914	2,849	97.8	0.5
⑤ 林業普及員	715	440	275	62.4	0.0
⑥ 職業訓練	5,680	3,543	2,137	60.3	0.3
⑦ 国民年金事務	34,778	22,506	12,273	54.5	1.9
6 委託費	37,855	29,544	8,311	28.1	1.3
合計	(1,732,505) 1,738,133	1,102,144	(630,361) 635,989	(57.2) 57.7	100.0

（注）1．各金額単位に四捨五入した。
　　2．「4 人件費」および「合計」の(　)は、給与を国家公務員給与水準に置き直した場合の数値である。
資料: 地方自治確立協調べ

16）　注6）を参照。

17）　物価上昇率で負担対象額を増加させることを目標とする。

18）　包括補助金はいくつかの補助金を集めたものを言い，メニュー式補助金は包括補助金の一種である。小口の補助金については特別会計でまとめてメニューを作り，最高と最低の間で選ぶ。

19）　地方行政の実状を無視した補助条件の画一性と細密性については地域の環境に応じて補助条件に弾力性を認めることが必要であろう。

20）　昭和47年59.6％が昭和53年52.6％となった。表8参照。

21）　昭和53年度でみると一般市町村の単独事業率の47.2％に対し千葉市町村は52.6％である。表14参照。

22）　単独事業には補助金がつかない。

23）　表9を参照。

24）　表5は千葉県都市部の地方交付税が全国平均を上回ることを示すが，人口増加による財政需要増加には及ばない。

25）　これまでは産業基盤重視の補正がなされた。

26）　人口の最適配分を達成する補助金政策のあり方を分析するために，2地域の人口配分モデルを考える。総人数$\bar{P}$を第1地域に P_1 人，第2地域に P_2 人配分したとすると，次式が成立する。

$$P_1+P_2=\bar{P} \qquad (1)$$

財は私的財Xと公共財Qとが1種類ずつあるとする。又，各地域の人々は同質的な選好を持つとすると，第1地域の代表的な人の効用 U_1 は次のように示される。

$$U_1=U_1(X_1,\ Q_1) \qquad (2)$$

ここで X_1, Q_1 は第1地域の人の私的財と公共財の消費量を示している。全く同様にして，第2地域の人の効用関数は次のようになる。

$$U_2=U_2(X_2,\ Q_2) \qquad (3)$$

各地域の人の予算制約は次式となる。

$$\left.\begin{aligned} Y_1&=X_1+T_1 \\ Y_2&=X_2+T_2 \end{aligned}\right\} \qquad (4)$$

ここでTは税である。私的財の価格が1となるように単位をとる。

次に公共財の単位をその費用が1となるように定めると，各地域の公共財供給量は税収総額と等しくなるから次式が成立する。

$$Q_1=P_1\cdot T_1 \qquad (5)$$
$$Q_2=P_2\cdot T_2$$

そこで資源と人口の最適配分を達成するための最適条件を考える。そのためには社会全体の効用 $P_1U_1+P_2U_2$ を最大にする条件を導出しなければならない。このために次のようなラグランジュ式を作る。

$$
\begin{aligned}
L=P_1\cdot U_1 + P_2\cdot U_2 + \lambda_1(P_1+P_2-\bar{P}) \\
+ \lambda_2(Y_1-X_1-T_1) \\
+ \lambda_3(Y_2-X_2-T_2) \qquad (6) \\
+ \lambda_4(Q_1-P_1\cdot T_1) \\
+ \lambda_5(Q_2-P_2\cdot T_2)
\end{aligned}
$$

(6)式を各変数で偏微分し，ゼロとおくことにより，次の最適条件式を得る。

$$\partial U_1/\partial X_1 = P_1(\partial U_1/\partial Q_1) \qquad (7)$$

$$\partial U_2/\partial X_2 = P_2(\partial U_2/\partial Q_2) \qquad (8)$$

$$(U_1-U_2) + \{P_1\cdot(\partial U_1/\partial Q_1)\cdot T_1 - P_2\cdot(\partial U_2/\partial Q_2)\cdot T_2\} = 0 \qquad (9)$$

(7)・(8)式は各地域の私的財と公共財との間の資源配分の最適条件であり，(9)式は両地域間の人口配分の最適条件である。(9)式は次のように説明出来る。ある人が第1地域から第2地域へ移住した場合，第1地域における総効用の増加 〔$U_1 + P_1\cdot(\partial U_1/\partial Q_1)\cdot T_1$〕 と第2地域における総効用の減少 〔$U_2 + P_2\cdot(\partial U_2/\partial Q_2)\cdot T_2$〕 とがちょうど等しくなる時に人口の地域間配分が最適となることを示している。

しかし，人々の自由な個人的地域選択が，(9)を達成するとは限らない。なぜならば個人の立場としては U_1 と U_2 を比較して地域選択を行うから，$U_1=U_2$ となるが，個人の移動が全体に及ぼす効果が等しくなる 〔$P_1\cdot(\partial U_1/\partial Q_1)\cdot T_1 = P_2\cdot(\partial U_2/\partial Q_2)\cdot T_2$〕 ことは保障されない。

従って，これを等しくするために，中央政府の補助金と地方税の操作を考えることにする。補助金額をGとすると，(5)式は次のようになる。

$$\left.\begin{aligned} Q_1&=P_1\cdot T_1-G \\ Q_2&=P_2\cdot T_2+G \end{aligned}\right\} \qquad (10)$$

こうして(5)式のかわりに(10)式を使って，最適条件を求めると，次式が加わる。

$$P_1\cdot(\partial U_1/\partial Q_1) - P_2\cdot(\partial U_2/\partial Q_2) = 0 \qquad (11)$$

この式は補助金の最適配分を示しており，財源の地域間配分は社会的限界効用を等しくするようになされるべきであることを示している。さらに，地方税額を両地域において等しくさせる（$T_1=T_2$）と，$U_1=U_2$ の時，(9)式が成立することがわかる。こうして，補助金の積極的運用が人口の最適配分を達成することが証明される。

参 考 文 献

〔1〕 米原淳七郎著，『地方財政学』，有斐閣，S．54年。
〔2〕 自治省編，『地方財政白書』，大蔵省印刷局，S．55年。
〔3〕 矢野浩一郎・柳庸夫著『演習地方財政制度』，第一法規，S．52年。
〔4〕 橋本光司著，『地方財政と再建団体』，教育社，S．53年。
〔5〕 大川政三著，『財政の政治経済学』，春秋社，S．55年。
〔6〕 憲本憲一著，『都市経済論』，筑摩書房，S．55年。
〔7〕 吉岡健治・和田八束編，『現代地方財政論』，有斐閣，S．50年。
〔8〕 恒松制治・橋本徹編，『都市財政概論』，有斐閣，S．50年。
〔9〕 宇田川・中桐・西野著，『財政学』，青林書院新社，S．55年。
〔10〕 千葉県総務部地方課，『昭和53年度市町村財政の状況』，S．55年。
〔11〕 大蔵省，『財政金融統計月報』，S．55年。
〔12〕 国土庁編，『第三次全国総合開発計画』，大蔵省印刷局，S．52年。
〔13〕 千葉県，『千葉県財政事情』，千葉県総務部，S．50～55年。
〔14〕 加藤一明・加藤芳太郎・渡辺保男著，『現代の地方自治』，東大出版会，S．48年。
〔15〕 千葉経済センター，『経済月報』，No.1～No.22。
〔16〕 木下・肥後・大熊編，『財政学(1)，(2)，(3)』，有斐閣，S．45年。
〔17〕 大野吉輝，「地方財政と所得分配」，大阪府大経済研究15（1，2），S．45年。
〔18〕 大川武，「人口急増都市と地方交付税」，都市問題，S．52年。
〔19〕 大川武，「地方自治体の超過負担について」，経済と貿易，S．53年3月号。
〔20〕 井藤半彌，「地方財政均衡の原理と方策―ブキャナン説の批判―」，青山経済論集19(3)，S．42年。
〔21〕 恒松制治，「地方財政調整について」，都市問題研究，第13巻下，S．36年12月号。
〔22〕 青木信治，「資源の最適配分」，経済セミナー（186），S．46年5月号。「ナショナル・ミニマム」，経済セミナー（189），S．46年7月号。「過疎財政」，経済セミナー（193），S．46年10月号。「過密財政」，経済セミナー（194），S．46年11月号。
〔23〕 門間董吉，「地方交付税制度の基本問題について」，創価経済論集7（2），S．52年9月号。
〔24〕 藤田武夫，「地方交付税の再検討と改革案(1)―低成長下の地方交付税のあり方―」，都市問題，第68巻第2号，S．52年2月号。
〔25〕 藤田武夫，「地方交付税の再検討と改革案(2)―低成長下の地方交付税

のあり方—」，都市問題，第68巻第3号，S．52年3月号。
〔26〕 藤田武夫，「地方財政調整交付金の役割—日本におけるその変遷—」，都市問題研究，第13巻下，S．36年12月号。
〔27〕 田中重博，「「過疎」自治体と地方交付税」，都市問題，第68巻第9号，S．52年9月号。
〔28〕 植田政孝，「都市における財政と人口の問題」，都市問題研究，第29巻第7号，S．52年7月号。
〔29〕 石原信雄，「経済基調の変化と地方財政の対応」，都市問題研究，第29巻第1号，S．52年。
〔30〕 C. M. Tiebout, 'A Pure Theory of Local Expenditures', J.P.E., Oct. 1956.
〔31〕 D. F. Bradford and W. E. Oates, 'Towards a Predicative Theory of Intergovernmental Grants', A.E.R., May 1971.
〔32〕 A. J. Heins, 'State and Local Response to Fiscal Decentralization', A.E.R., May 1971.
〔33〕 W. E. Oates, Fiscal Federalism, Harcourt Brace Javanovich Inc., 1972.
〔34〕 J. M. Buchanan, 'Federalism and Fiscal Equity', A.E.R., 1950.
〔35〕 S. Sacks and R. Harris, 'The Determinants of State and Local Government Expenditures and Intergovernmental Flows of Funds', National Tax Journal Vol. XVII No.1, 1976.
〔36〕 A. Breton, 'The Theory of Local Gevernment Finance and the Debt Regulation of Lacal Governments', Public Finance, 1977.
〔37〕 W. Z. Hirsch, 'Expenditure Implications of Metropolitan Growth and Consolidation', R.E. Sta., Aug. 1959.
〔38〕 M. A. Mcguire and H. A. Aaron, 'Efficiency and Equity in the Optimal Supply of Public Goods', R.E. Sta., Feb. 1969.
〔39〕 W. Z. Hirsch, 'Local Versus Areawide Urban Government Service', National Tax Journal, Dec. 1964.
〔40〕 J. Green and J. Laffont, 'On the Revelation of Preferences for Public Goods', J.P.E., 1977.
〔41〕 L. Danziger, 'A Graphic Representation of the Nash and Lindahl Equilibria in an Economy with a Public Good', J.P.E., 1976.
〔42〕 S. Hitzan, 'Revenue Sharing in Multiperson Public Choice Models', Q.J.E., 1977.
〔43〕 M. Mcguire, 'A Method for Estimating the Effect of a Subsidy on the Receiver's Resource Constraint: with an Application to U.S. Local Governments 1964－1971', J.P.E., 1978.